

令和 8 年度 国民健康保険事業費納付金の算定結果等について

I 令和 8 年度 国民健康保険事業費納付金の算定結果

1 納付金について

- 都道府県は、国民健康保険の保険給付費等の費用に充てるため、当該都道府県内市町村から納付金を徴収することとなり、当該金額は都道府県が市町村ごとの被保険者数、医療費水準※、所得水準等を考慮して決定する。
- 当該金額は、国から示された係数や各都道府県で見込む保険給付費等を用いて算定を行っている。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金の納付に要する費用等に充てるため保険料(税)率を決定し、被保険者に保険料(税)の賦課を行う。
- ※ 本県においては、保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け、令和 3 年度から医療費水準の反映は行っていない。

2 算定の結果（全県値）

【医療分・後期分・介護分】

- 後期高齢者医療制度への移行等により、被保険者数は減少。
- 一人当たり給付費は前年度比 2.5%増加。 ※診療報酬改定含む
- 例年同様の算定を行った結果、一人当たり納付金の伸び率が+5.4%となり、被保険者に急激な負担増が生じてしまうことから、県が保有する基金等から 60 億円を財源として活用。
- 上記の通り、各市町の急激な保険料引き上げの抑制を図った結果、一人当たり納付金の伸び率は+1.2%となった。

項目	令和 8 年度数値 ※ () 内は前年度比
一人当たり保険給付費	401,009 円 (+2.5%)
被保険者数	894,620 人 (▲2.3%)
保険給付費総額	3,588 億円 (+0.1%)
納付金総額	1,442 億円 (▲1.2%)
一人当たり納付金	161,135 円 (+1.2%)
医療分	110,375 円 (+0.2%)
後期分	37,679 円 (+3.2%)
介護分	38,238 円 (+2.2%)

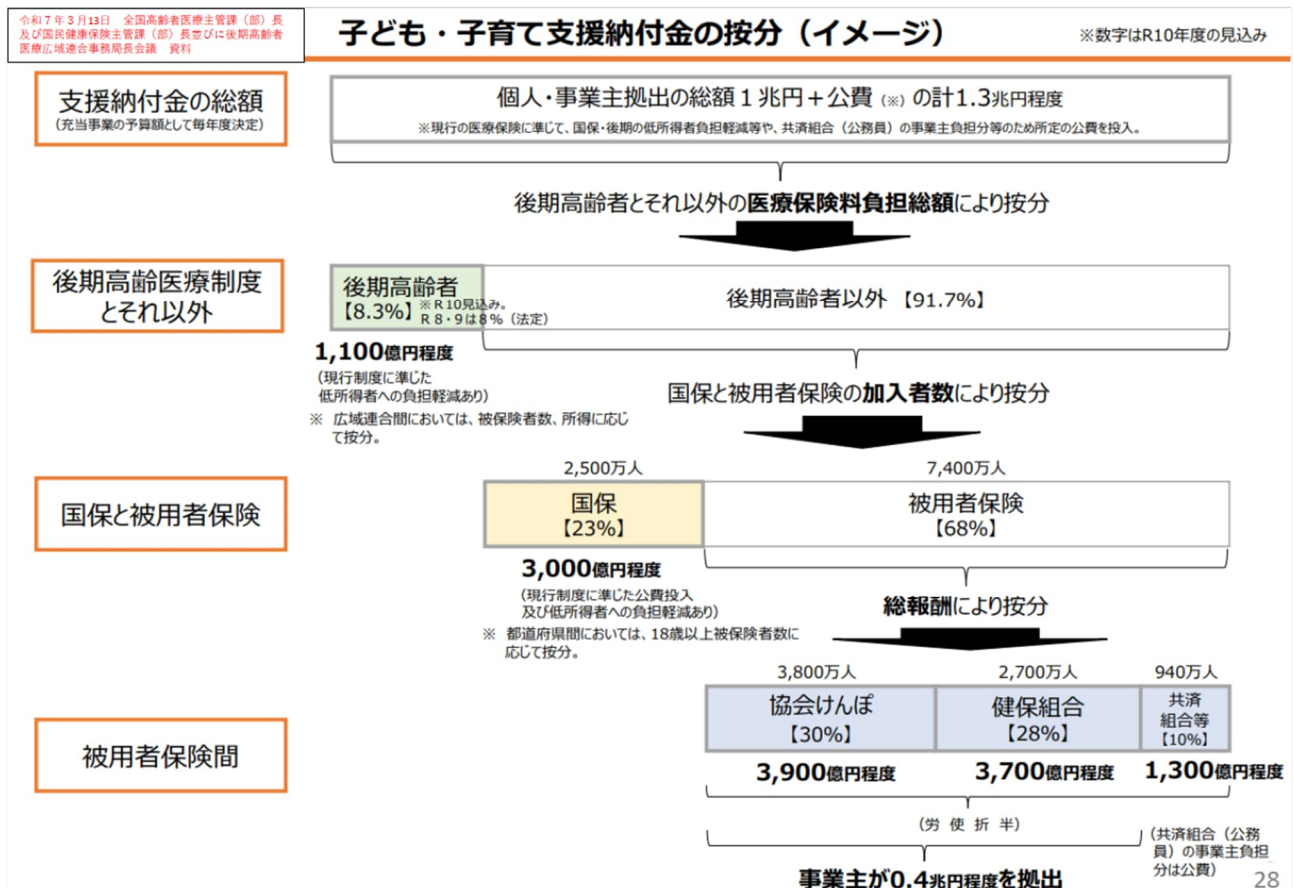
※介護分は、医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額は一致しない。

【子ども分】

- 令和8年度より、保険料とあわせて支援納付金を徴収する仕組みが開始。
- 全国の支援納付金総額は令和8年度は6,000億円。(R9:8,000億、R10:1兆円)
- 兵庫県の令和8年度支援納付金総額は約64億円。
- 64億円から公費等を控除した約32億円を納付金として市町から徴収。

項目	令和8年度数値
納付金総額	32億円
一人当たり納付金	3,559円

(参考) 子ども・子育て支援納付金の按分 (イメージ)



【医療分・後期分・介護分・子ども分の合計】

項目	令和8年度数値 ※（）内は前年度比
納付金総額	1,473億円（+1.0%）
一人当たり納付金	164,694円（+3.4%）
医療分	110,375円（+0.2%）
後期分	37,679円（+3.2%）
介護分	38,238円（+2.2%）
子ども分	3,559円（皆増）

※介護分は、医療・後期・子ども分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額は一致しない。

Ⅱ 令和8年度の兵庫県国民健康保険事業の取組について

令和8年度は、令和9年度からの標準保険料水準の統一や市町事務の標準化等に向けて、以下の取組みについて進めていく。

- ・市町村標準保険料率の統一（令和9年度納付金算定）
- ・納付金の精算制度実施に向けた制度設計
- ・保険料・一部負担金の減免統一にかかる運用方法の検討
- ・第三者行為求償の広域的な事務受託に係る市町との協議